

令和4年11月30日

保護者様

三島市教育委員会
三島市立徳倉小学校長

季節性インフルエンザによる出席停止手続きの変更について

晩秋の候、保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、国や県から示された「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」において、季節性インフルエンザについても医療のひっ迫を回避するため、療養開始や療養期間終了後に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を、登校するに当たって求めないことが示されました。

三島市では、これまで、インフルエンザと診断されますと医師から「インフルエンザ罹患証明書」が渡され、それにご家庭で体温の記録を取り、解熱後学校に持参し登校再開となりましたが、このたびの国や県の方針を受け、三島市教育委員会と三島市医師会が協議し、下記のように対応することといたしました。

保護者の皆様には、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 お子様がインフルエンザという診断を受けた際に、医療機関等から「インフルエンザ罹患証明書」を発行してもらう必要はありません。
- 2 お子様がインフルエンザという診断を受けた際は、学校に連絡をしてください。これにより出席停止の扱いとします。
- 3 インフルエンザの出席停止期間について（学校保健安全法施行規則第19条第2項）
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。
※発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間（幼児にあっては3日間）経過する必要があります。
- 4 出席停止期間の体温の記録について
出席停止期間は、現在学校で使用している「リーバー」に毎日午前と午後の2回体温を入力するようお願いいたします。
お子様の「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」をご家庭で確実に確認してくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先
三島市教育委員会学校教育課
電話番号 983-2671
三島市立徳倉小学校（教頭）
電話番号 986-0180